

平成26年6月4日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成26年6月19日（木）午後1時00分開議

第1 特別委員会中間報告の件

第2 議案並びに請願・陳情の総括審議

第3 閉会中の継続審査申し出の件

第4 発議案第1号から第2号までの
上程説明並びに総括審議

第5 所管事務調査のための委員派遣の件

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成26年6月19日（木）午後1時00分 開議

○議長（腰川日出夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は23名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（腰川日出夫君） ここで報告します。

本日、市長からお手元に配付のとおり、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として損害賠償額の決定及び和解に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

次に、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（腰川日出夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

特別委員会中間報告の件

○議長（腰川日出夫君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「特別委員会中間報告の件」を議題とします。

水害対策調査特別委員会委員長 伊藤すすむ君から報告を求めます。

（水害対策調査特別委員会委員長 伊藤すすむ君登壇）

○水害対策調査特別委員会委員長（伊藤すすむ君） 水害対策調査特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、4月28日に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、「一宮川浸水対策検討の場」において行われた一宮川の氾濫要因の分析と今後の洪水被害軽減対策の検討結果について報告を求めるとともに、5月22日に関係職員の同行を求め現地視察を実施しましたので、その内容について申し上げます。

まず、「一宮川浸水対策検討の場」において示された一宮川の氾濫要因ではありますが、地盤の不等沈下で窪地傾向となり、水がたまりやすくなったことと、強い雨が後半に集中したため、調節池によるピークカットができなかったとのことであります。

次に、洪水被害軽減に向けた対策についてであります。県で実施する対策と本市において実施する対策が示されたところであります。

まず、県において早急に実施する対策として、阿久川合流点付近から第二調節池付近までの河道内の土砂撤去及び瑞沢川合流点下流付近から鶴枝川合流点上流付近までのメダケの伐採については、既に工事着手している状況であります。また、阿久川合流点付近から第二調節池付近まで土のうによる堤防嵩上げ工事についてもあわせて実施しているとのことであります。

次に、本市において早急に実施する対策として、浸水発生想定や避難場所をわかりやすく修正した洪水ハザードマップの配付による周知徹底や防災行政無線で情報を伝達する際にサイレンを組み入れ配信するなど、避難のあり方について検討するとのことであります。

次に、今後の対策であります。県においては、第二調節池を含めた周辺で容量を増設し、あわせて越流堤・周囲堤の嵩上げを行うこと、また、現用地内での河道改修として、東橋から第二調節池までの堤防の嵩上げ並びに河川流下断面の拡大などの治水対策案を、今後開催される「一宮川流域懇談会」で承認され次第、事業実施に向け進められる予定であるとのことであります。

また、本市においては、内水対策として、準用河川鹿島川の堆積土の撤去及び堤防の嵩上げ工事、準用河川梅田川の堆積土の撤去工事を実施するとともに、内水被害の大きかった地区、早野水門他9カ所の水門について、内水排除に向けた排水計画及び排水ポンプ施設等の設計業務委託を行うとのことであります。

次に、5月22日に実施した現地視察の内容について申し上げます。

視察箇所については、県事業である河道内の土砂撤去工事並びに本市の内水対策事業の予定箇所である長清水水門、準用河川梅田川下流部にある早野水門及び準用河川鹿島川を視察し、工事の進捗状況の確認や現況調査を行いました。県で実施している事業については、梅雨時期までの完了に一部遅れが生じる見込みであるとの報告がありました。本市の内水対策事業である早野水門、長清水水門については内水排除するための排水計画、排水ポンプ施設等の設計業務委託を行い、県で実施する一宮川対策の進捗状況と整合性を図りながら早期に整備を行う予定であるとのことであります。

また、準用河川鹿島川については、470メートル区間の浚渫と740メートル区間の堤防嵩上げ

工事、また準用河川梅田川については380メートル区間の浚渫工事を早期完成に向け進めているとのことであります。

これらを踏まえ、本委員会としては、今後も事業の進捗状況を見守るとともに、関係機関との連携を保ち、治水・内水対策事業が早期に完成するよう努力することといたしました。

以上で中間報告を終わります。

○議長（腰川日出夫君） 以上で、特別委員会中間報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに請願・陳情の総括審議

○議長（腰川日出夫君） 次に、議事日程第2「議案並びに請願・陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 深山和夫君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 深山和夫君登壇）

○総務委員会委員長（深山和夫君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告1件、議案5件について、6月13日、本会議終了後、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、図書館移転事業に係る用途変更において、施設のバリアフリー化及び排煙対策のための新たな工事が発生し、7月オープンに向け早急な予算措置の必要が生じたため、平成26年度茂原市一般会計補正予算（第2号）について、急施を要するものとして、平成26年5月14日に専決処分したものであります。

審査の過程において、「施設改修費用における南総通運株式会社との負担割合は」との質疑に対し、「工事費2019万円のうち共有部分306万4000円に係る負担割合について、建物所有者の南総通運株式会社と交渉中であるが、早期に協議が整うよう努めたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第1号は全員異議なく承認することと決定いたしました。

次に、議案第1号「平成26年度茂原市一般会計補正予算（第3号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算にそれぞれ 8 億 6438 万 8000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 288 億 858 万 5000 円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「就労自立給付金の積算根拠は」との質疑に対し、「単身世帯への支給限度額を 10 万円、多人数世帯への支給限度額を 15 万円とし、生活保護世帯で収入のある 47 世帯のうち、単身世帯・多人数世帯からそれぞれ 3 世帯分を予算計上したものである」との答弁がありました。

次に、「学校の耐震補強工事が本格化する中で、今後、施工業者の不足や工期の遅れなどの不安はないか」との質疑に対し、「耐震工事を請負可能な A ランク業者は市内に 7 社あり、現在の進捗状況や今後の発注時期等から心配ないものとする」との答弁がありました。

次に、「第三セクター等改革推進債の繰上償還についての基本的な考え方は」との質疑に対し、「第三セクター等改革推進債については、土地開発公社に関連する収入をもって繰上償還に充てることを原則としている」との答弁がありました。

また、委員より「財政調整基金等を活用した繰上償還計画の策定など、将来負担の軽減に向けた方策を検討されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第 1 号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第 3 号「工事委託協定の締結について」申し上げます。

本案は、川中島終末処理場の機械設備及び電気設備の工事委託協定の締結にあたり、議会の議決を得ようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「協定の相手方を随意契約により日本下水道事業団とした理由は」との質疑に対し、「終末処理場の建設工事は、高度な専門的知識及び技術水準が求められることから、これに対応可能な地方共同法人である日本下水道事業団と随意契約するものである」との答弁がありました。

次に、「協定金額の妥当性をどのように担保しているのか」との質疑に対し、「協定金額は、国の積算基準に基づき設計されていることから、妥当なものとする」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第 3 号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第 4 号「工事委託協定の締結について」申し上げます。

本案は、三貫野処理分区の污水管布設の工事委託協定の締結にあたり、議会の議決を得よう

とするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「市が工事施工業者と直接契約しない理由は」との質疑に対し、「効率的な事業運営を図るため、設計・工事の発注・現場管理・完成検査など一連の監理業務について、高度の専門性を有する千葉県下水道公社に委託するものである」との答弁がありました。

次に、「下水道事業は専門性を必要とする事業であるが、今後の職員配置に対する考え方は」との質疑に対し、「下水道の事業内容は、化学・電気・建設・土木・機械など分野が多岐にわたっており、それぞれの専門職員を常時配置することは効率的でないと考えるが、全体を監理する人材は必要であるため、今後も継続して人材の育成に努めていきたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第4号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第5号「財産の取得について」申し上げます。

本案は、茂原市立図書館の移転に伴う書架等の取得について、議会の議決を得ようとするものであります。

審査の過程において、「入札では指名業者9社のうち5社が辞退しているが、理由は何か」との質疑に対し、「提出された辞退届によると、『手持ち工事が多く、さらに受注することが困難であるため』としたものが1社あり、その他4社については『会社の都合による』としているが、各社が扱っているメーカーの物品規格と本市が希望する物品規格が合わなかったのではないかと推察される」との答弁がありました。

採決の結果、議案第5号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第6号「字の区域及び名称の変更について」申し上げます。

本案は、県営瑞穂地区土地改良事業の施行に伴う換地処分にあたり、字の区域及び名称を変更する必要が生じたことから、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を得ようとするものであり、採決の結果、議案第6号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本議会におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（腰川日出夫君） 次に、教育福祉委員会委員長 矢部義明君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 矢部義明君登壇）

○教育福祉委員会委員長（矢部義明君） 教育福祉常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました請願1件、陳情2件について、13日本会議終了後、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

請願第2号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願」について申し上げます。

審査の過程において、「ろう学校では手話が禁止されていたのか」との質疑に対し、「ろう学校の授業では、相手の唇の形や動きを見て話す内容を理解し、同時に自らしゃべることができるような発声訓練を行う口話法が教育方法とされていたが、近年では手話も取り入れられている」との答弁がありました。

次に、「手話言語法の制定を求める請願運動の状況は」との質疑に対し、「全国で20の都道府県議会において採択されている」との答弁がありました。

次に、「請願者は、どのような団体か」との質疑に対し、「茂原市社会福祉協議会に加盟するボランティア団体である」との答弁がありました。

委員より、「手話言語法が制定された折には、自治体に対して経費の負担が転嫁されないか不安がある」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、請願第2号は全員異議なく採択することと決定いたしました。

次に、陳情第2号「『国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書』採択に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において、「公立学校の教員定数に上乘せして、本市が独自に行った加配教員の状況は」との質疑に対し、「特別支援教育支援員を昨年度の17人から本年度は19人へ増員した。また、新治小学校に複式学級を解消するため、講師を1名派遣している」との答弁がありました。

委員より、「陳情内容が形骸化しており、どのように反映されたのか理解できない」との意見や、「今後、教育の質を向上させるためには、教職員の数ばかりでなく、質の向上が大事ではないか」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第2号は全員異議なく採択することと決定いたしました。

次に、陳情第3号「『義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書』採択に関する陳情」について申し上げます。

義務教育国庫負担制度は、義務教育の根幹である機会均等、水準の確保、無償制を支えるこ

とを目的とする制度であるが、平成18年度から国庫負担割合が2分の1から3分の1へ縮減された。国では、国家財政の悪化から同制度を見直し、一括交付金化への言及も見受けられる。義務教育費が一括交付金とされた場合は、その使途が自治体の裁量に委ねられることから、自治体の事情によっては、教育ではない別の分野に予算が回され、結果として地域の教育水準に格差が生じる可能性があるとの説明がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第3号は全員異議なく採択することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（腰川日出夫君） 次に、市民環境経済委員会委員長 金坂道人君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 金坂道人君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（金坂道人君） 市民環境経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案1件、陳情1件について、6月13日、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告します。

初めに、議案第2号「茂原市中小企業融資等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、「小規模企業の事業活動の活性化のため中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」が施行され、同法で「中小企業信用保険法」に「電子記録債権の割引」の定義項目が追加されたことにより、以降の項について1項ずつ繰り下がるよう改正されたため、条例中の法令引用部分に改正の必要が生じ、「茂原市中小企業融資等に関する条例」の一部について、所要の改正を行おうとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「法令に何が加わったのか」の質疑に対し、「電子記録債権の割引が挿入され、現在、手形等の債権を電子化し、インターネットでの取引が可能であるが、これを割引し資金の融資ができるように法律が改正された」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、陳情第4号「労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「政府が労働者の地位・身分を変えてしまうような方針を議論しているが、これに対して行政としての意見はあるか」との質疑に対し、「雇用の確保が大切であり、雇用の場がなくなってしまうのが懸念されている。使用者側が賃金等の処遇の改善をしない場合、現行でも地域の労働委員会で調停、和解ができるやり方がある」との答弁がありました。

次に、「労働人口が減少し、働き手がないという現状を考慮しておらず、実情に即していないのではないか。また、法律が改正されると労働者には不利益になるのか」との質疑に対し、「雇用問題は実情に即して考えるべきであり、本来は労働政策審議会で議論されるはずであるが、政府内の一部で議論されていないのが問題とされており、労働者にもさまざまな事情があるため、改正により一概に不利益になるとは言えない」との答弁がありました。

次に、「人口減少に対して、子育ての時間が必要であり、子育て支援の促進につながるのか」との質疑に対し、「法律で全て決定するのではなく、個別の企業で対応すべきものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、陳情第4号については、国等の動向を注視し、さらなる検討が必要であることから、継続審議とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（腰川日出夫君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがって、報告第1号は承認されました。

次に、議案第7号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第7号は同意されました。

次に、議案第8号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第8号は適任と認めることと決定しました。

次に、議案第9号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第9号は適任と認めることと決定しました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第6号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、議案第1号から第6号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について採決します。

今定例会に付議されました請願・陳情は、請願1件、陳情3件であります。

最初に、請願第2号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願」についてであります。本件に対する委員長報告は採択であります。

請願第2号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがって、請願第2号は採択することと決定しました。

次に、陳情第2号「『国における平成27(2015)年度教育予算拡充に関する意見書』採択に関する陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は採択であります。

陳情第2号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、陳情第2号は採択することと決定しました。

次に、陳情第3号「『義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書』採択に関する陳情」についてありますが、本件に対する委員長報告は採択であります。

陳情第3号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、陳情第3号は採択することと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

閉会中の継続審査の申し出の件

○議長（腰川日出夫君） 次に、議事日程第3「閉会中の継続審査申し出の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、市民環境経済委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。

市民環境経済委員会委員長からの申し出の案件について、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、市民環境経済委員会委員長からの申し出の案件については、閉会中の継続審査に付することと決定しました。

ここで報告します。

本日、矢部義明君から、今定例会に提出するため、発議案2件の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議

○議長（腰川日出夫君） それでは、次に、議事日程第4「発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

発議案第1号から第2号までを一括上程します。

発議案第1号から第2号について、提出者矢部義明君から提案理由の説明を求めます。

矢部義明議員。

(9番 矢部義明君登壇)

○9番(矢部義明君) 提出者を代表いたしまして、発議案第1号並びに発議案第2号について提案理由の説明を申し上げます。

発議案第1号「手話言語法制定を求める意見書(案)の提出について」であります。本案は、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聴覚障害の子供が手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を国として実現する必要があるため、国に意見書を提出しようとするものです。

続きまして、発議案第2号「教育予算の充実を求める意見書(案)の提出について」であります。本案は、教育が日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え育てるという重要な使命を負っていることから、現行の義務教育国庫負担制度を堅持するとともに、さまざまな教育課題を解決するために教育予算の一層の増額を国に要請すべく意見書を提出しようとするものです。

本会議におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(腰川日出夫君) 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

最初に、発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、次に、発議案第2号について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題になっております発議案第1号から第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、発議案第1号から第2号は、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、発議案第1号「手話言語法制定を求める意見書(案)の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号「教育予算の充実を求める意見書(案)の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

————— ☆ ————— ☆ —————

所管事務調査のための委員派遣の件

○議長(腰川日出夫君) 次に、議事日程第5「所管事務調査のための委員派遣の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、教育福祉委員会委員長から、会議規則第106条の規定により、閉会中の所管事務調査のため委員を派遣したい旨の要求書が提出されました。

お諮りします。

教育福祉委員会委員長からの要求について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(腰川日出夫君) 御異議ないものと認めます。したがって、承認することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(腰川日出夫君) 御異議ないものと認めます。したがって、そのように決定しました。

○本日の会議要綱

1. 特別委員会中間報告の件
2. 議案並びに請願・陳情の総括審議
3. 閉会中の継続審査申し出の件
4. 発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議
5. 所管事務調査のための委員派遣の件

○出席議員

議長 腰川 日出夫 君

副議長 鈴木 敏文 君

1番	飯尾 暁 君	2番	小久保 ともこ 君
3番	田畑 毅 君	4番	山田 広宣 君
5番	平 ゆき子 君	6番	道脇 敏明 君
7番	佐藤 栄作 君	8番	前田 正志 君
9番	矢部 義明 君	10番	金坂 道人 君
11番	中山 和夫 君	13番	細谷 菜穂子 君
14番	森川 雅之 君	16番	ますだ よしお 君
18番	伊藤 すすむ 君	19番	深山 和夫 君
20番	三橋 弘明 君	21番	初谷 智津枝 君
22番	竹本 正明 君	23番	常泉 健一 君
24番	市原 健二 君		

☆

☆

○欠席議員

12番 山田 きよし 君

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	永 長 徹 君
教 育 長	古 谷 一 雄 君	総 務 部 長	麻 生 英 樹 君
企 画 財 政 部 長	三 浦 幸 二 君	市 民 部 長	矢 澤 邦 公 君
福 祉 部 長	岡 澤 与 志 隆 君	経 済 環 境 部 長	豊 田 正 斗 君
都 市 建 設 部 長	佐 久 間 静 夫 君	教 育 部 長	鈴 木 健 一 君
総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	十 枝 秀 文 君	企 画 財 政 部 次 長 (財政課長事務取扱)	酒 井 宗 一 君
市 民 部 次 長 (市民課長事務取扱)	野 島 宏 君	福 祉 部 次 長 (高齢者支援課長事務取扱)	片 岡 修 君
経 済 環 境 部 次 長 (商工観光課長事務取扱)	西ヶ 谷 正 士 君	都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	石 和 田 久 幸 君
都 市 建 設 部 次 長 (下水道課長事務取扱)	小 倉 勝 彦 君	教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	藤 乘 裕 喜 君
職 員 課 長	三 橋 勝 美 君	企 画 政 策 課 長	鶴 岡 一 宏 君

☆

☆

○出席事務局職員

事 務 局 長	相 澤 佐
主 幹	河 野 宏 昭
局 長 補 佐	佐 久 間 尉 介

○議長（腰川日出夫君） これをもちまして、平成26年茂原市議会第2回定例会を閉会します。
長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでございました。ありがとうございます。

午後1時42分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年8月12日

茂原市議会議長 腰 川 日 出 夫

茂原市議会副議長 鈴 木 敏 文

茂原市議会議員 深 山 和 夫

茂原市議会議員 三 橋 弘 明